

# 死刑について考えてみませんか

街に行く皆さん！

この近くに東京拘置所があります。

東京拘置所には死刑場があります。

裁判の結果によっては死刑を宣告されるかもしれない人たちが大勢います。

そして、いつとも知れない執行の日に備えて収監されている死刑囚がいます。

弟：お兄ちゃん、いちばん重い罰は何？

兄：そりゃあ死刑だろ。

弟：その次に重いのは？

兄：無期懲役だな。

弟：その次は？

兄：懲役20年。あとは罪によって懲役期間が短くなるのさ。

弟：死刑と無期懲役って、どこで分かれるの？

兄：うーん。よくわからないなあ。裁判官が判断することだから。

弟：じゃあ、裁判官によって違ったりするの？ なんだかこわいな。

死刑はもちろん命を奪う究極の刑罰です。あとから冤罪であったとわかってでも取り返しがつきません。

今年の8月1日に処刑された永山則夫さんは、東京高等裁判所では無期懲役の判決でした。そのときの裁判長は、「死刑は取り返しのつかない刑罰だから、誰から見ても死刑だということでない限り死刑判決は下せないものだ」という主旨のことを述べました。

そして、その考えにもとづいて、永山さんの生い立ちや、事件のとき 歳だったこと、事件を反省している姿勢などを考慮したとき、彼に死刑を言い渡すことはできなかったのです。

この高裁判決の死刑についてのきびしい条件は、死刑という刑罰のきびしさの反映であり、当然の考え方であるように思います。しかし、検察側は死刑でなければだめだとし、量刑不当を理由にした上告を行いました。それは当時、前例のないことでした。その結果、最高裁判所は高裁判決をくつがえしてしまいました。それ以来、多くの事件で死刑判決が下されるようになってしまいました。また、高裁で無期懲役の判決を受けた人に検察側が死刑を求めて上告するケースも今年になって相次いでいます。

しかし、ある裁判官は無期懲役が相当とし、ある裁判官は死刑が相当である、と意見が分かれているときに、取り返しのつかない死刑が選択されるのはおかしいことではないでしょうか？

控訴審で死刑から無期懲役に減刑となった事件を担当したある弁護士は、裁判をふりかえて次のように述べています。

「…結果が重大ならいろんな事情があったとしても関係ないよという裁判官なのか、結果とのバランスの中で汲むべき情状があれば汲みましようという裁判官なのか、その違いによって死刑と無期は変わってくると私は分析しています。事実認定においては1審も2審も同じだったわけですから、裁判官の人生観なり刑罰に対する姿勢の違いとしか考えられません。そこには合理性も客観性もないでしょう。一審死刑・二審無期と判決が変わること自体が、いまの死刑制度の矛盾・不合理性を表しているんだと思います。…」

街に行く皆さん。

私たちの身近に死刑があります。

たちどまっていっしょに考えてみませんか。